

デミング賞各賞に関する諸規定

デミング賞各賞規定（1951年制定，1972年3月，1978年10月，1982年10月，1986年10月，1989年10月，1994年10月，1998年10月，2008年10月，2009年10月，2011年10月，2013年10月改定）

1. デミング賞は，統計的品質管理の方法の工業への応用について指導のため，1950年来日された故 W. E. デミング博士の友情と業績を記念するために日本科学技術連盟理事会の議決にもとづき 1951年に設けられたものである。
2. デミング賞各賞は，デミング賞本賞およびデミング賞普及・推進功労賞（海外），デミング賞（従来のデミング賞実施賞）よりなり，次の区分により授賞する。
 - (a) デミング賞本賞
 - (1) 総合的品質管理（Total Quality Management，以下 TQM という）の研究に関しすぐれた業績のあった者
 - (2) TQM の普及に関しすぐれた業績のあった者
 - (b) デミング賞普及・推進功労賞（海外）

TQM の普及・推進に関し，優れた業績のあった者

ただし，候補者は，主たる活動が海外に限定される者に限られる
 - (c) デミング賞（従来のデミング賞実施賞）

その年度において経営理念，業種，業態，規模，経営環境にふさわしい TQM が効果的に実施されている組織
3. デミング賞に授与する賞および副賞は次のとおりとする。
 - (a) デミング賞本賞
賞状，デミング・メダルおよび副賞として賞金
 - (b) デミング賞普及・推進功労賞（海外）
賞状，デミング・メダル
 - (c) デミング賞（従来のデミング賞実施賞）
賞状，デミング・メダル
4. デミング賞のために必要な経費は，応募組織からの申込金・協力金および一般財団法人日本科学技術連盟（以下，日科技連という）の支出などをもってこれにあてる。
5. デミング賞の授賞は原則として毎年これを行う。ただし，デミング賞普及・推進功労賞（海外）は原則として3～5年毎に選考が行われます。
6. デミング賞各賞の審査および授賞を行うため，デミング賞委員会をおく。本委員会はデミング賞のほか品質管理に関する審査および授賞を行うことができる。
7. デミング賞委員会の委員長は日科技連の会長または日科技連理事会の推薦する者がこれにあたる。
8. デミング賞委員会の事務は日科技連事務局において処理する。
9. デミング賞委員会の規定は別に定める。
10. 2013年10月の改定は2014年1月1日から適用する。

デミング賞委員会規定（1951年制定，1973年3月，1978年10月，1982年10月，1986年10月，1994年10月，1998年1月，1998年10月，2007年10月，2008年10月，2009年10月，2011年10月，2022年10月改定）

【デミング賞委員会の設置】

1. デミング賞各賞規定にもとづきデミング賞委員会（以下委員会という）を設ける。
2. 委員会は，一般財団法人日本科学技術連盟（以下，日科技連という）におく。

【委員会の任務】

3. (a) 委員会は、デミング賞の審査および授賞にあたる。
(b) 委員会は、デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）規定に定めるデミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）の審査および授賞にあたる。
(c) 委員会は、日経品質管理文献賞規定に定める日経品質管理文献賞の審査および授賞にあたる。
(d) 委員会は、委員会の委員によるTQM診断の業務を実施することができる。
4. 委員会は次の各号の業務を行う。
 - (a) デミング賞各賞（デミング賞本賞、デミング賞普及・推進功労賞（海外）、デミング賞（従来のデミング賞実施賞））の募集方法の決定ならびにその審査および受賞者の決定を行うこと。
 - (b) デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）の募集方法の決定ならびにその審査および受賞者の決定を行うこと。
 - (c) 日経品質管理文献賞の募集方法の決定ならびにその審査および受賞者の決定を行うこと。
 - (d) デミング賞各賞（デミング賞本賞、デミング賞普及・推進功労賞（海外）、デミング賞（従来のデミング賞実施賞））、デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）および日経品質管理文献賞の授賞を行うこと。
 - (e) デミング賞、デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）および日経品質管理文献賞の受賞者を公表すること。
 - (f) 委員会の委員によるTQM診断の業務を実施すること。
 - (g) デミング賞各賞規定、デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）規定および日経品質管理文献賞規定ならびにこれらに関する規定を改廃すること。
5. 委員会はデミング賞（従来のデミング賞実施賞）およびデミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）の受賞者に対し、その後の状況について報告を求めることができる。委員会はその報告にもとづき委員を派遣して実状を調査することができる。

【委員会の構成】

6. 委員会は、委員長および委員をもって構成する。
7. 委員長は、デミング賞各賞規定の定めるところにより日科技連会長または日科技連理事会の推薦する者がこれにあたる。
8. 委員会には副委員長をおくことができる。
9. 委員会には名誉委員長をおくことができる。
10. 委員は、総合的品質管理（Total Quality Management、以下TQMという）またはそれに利用される統計的手法等に関係ある学識経験者、企業の役職員その他の者について委員長が委嘱する。
11. 委員会に顧問をおくことができる。顧問はTQM等の実施または普及などに特に功績のあった企業の役員および学識経験者などについて委員長が委嘱する。
12. 日科技連の会長または日科技連理事会の推薦する者が委員長となった場合の委員長の任期は就任の日から2年間とする。
13. 委員、顧問の任期は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。ただし、特に必要と認められる場合には、その任期を特定の期間とすることができる。
14. 委員長が必要と認めるときは、臨時委員および委員補佐を委嘱することができる。
15. 委員会にセクレタリー1名をおく。セクレタリーは日科技連事務局長または日科技連内部理事、顧問（内部理事経験者）の中から理事長が任命したものがこれにあたり委員会の事務を統括する。

【委員会の組織】

16. 委員会はその業務を分担審議するために次の各委員会を設けることができる。
17. 委員会は次の4委員会とし、その業務は次のとおりとする。なお、各委員会の組織運営については別に定める。

運 営 委 員 会：運営および総合企画，基本理念・基本戦略の策定を行う。

デミング賞の諸事業の調整と審査，褒賞などの改善などに対し広く意見を聞き委員会に報告する。

デミング賞に関する規定やシステムなどを検討し，必要な改正を委員会に提案する。

※従来の総合調整小委員会，制度小委員会の機能は，運営委員会に統合。

デミング賞本賞選考委員会：委員会の諮問により，デミング賞本賞およびデミング賞普及・推進功労賞（海外）受賞候補者の選定を行い，委員会に報告する。

デ ミ ン グ 賞 審 査 委 員 会：委員会の諮問により，デミング賞（従来のデミング賞実施賞），デミング賞大賞（従来の日本品質管理賞）の受賞候補者の審査を行い，委員会に報告する。またデミング賞審査委員会の委員による T Q M 診断の業務を行う。

日経品質管理文献賞選考委員会：委員会の諮問により，日経品質管理文献賞受賞候補者の審査を行い，委員会に報告する。

18. 17 項の 4 委員会の委員長は，委員会委員のうちから，また 17 項の 4 委員会の委員は，委員会委員，臨時委員および委員補佐のうちから，委員会委員長が委嘱する。

【委員会の運営】

19. 委員会は委員長が招集する。
20. 委員会は委員総数の半ば以上の出席をもって成立する。ただし，委任状をもって出席にかえることができる。
21. 委員会の議決は多数決とする。ただし，賛否が同数の時は委員長の決定するところによる。
22. 委員長に事故があるとき，または，委員長が欠けたときは，副委員長またはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
23. 顧問，臨時委員および委員補佐は委員会に出席し，発言することができる。ただし，議決権を有しない。
24. 委員会の議決事項および議事録は，委員会の事務を処理する日科技連事務局がこれを作成し，保管する。
25. 17 項の 4 委員会の運営は委員会の運営に準じて行う。
26. 2022 年 10 月の改定は 2023 年 1 月 1 日から適用する。

デミング賞（従来のデミング賞実施賞）の運営に関する規定

（1984 年制定，1989 年 10 月，1994 年 10 月，1996 年 10 月，2009 年 10 月，2011 年 10 月改定）

1. デミング賞（従来のデミング賞実施賞）は，日本国内における同賞の審査実施計画に余力のある場合に限り，国際協力の見地から，日本以外の国の組織に対しても応募を認め，審査，授賞を行うことができる。
2. 外国の応募組織に対しては，意見書作成費，審査委員および事務局職員の旅費，日当，宿泊費等のほか，通訳費，通信費等の負担を求めることができる。

日経品質管理文献賞規定

（1954 年制定，1975 年 3 月，1984 年 1 月，1989 年 10 月，1998 年 10 月，2011 年 10 月改定）

1. 日経品質管理文献賞（以下文献賞という）は，統計的品質管理に関する優秀文献を表彰するため 1954 年日本経済新聞社によって創設されたものであり，この規定によって実施する。
2. 文献賞は次の 3. に掲げる文献の作成者に授与するものとする。
3. 文献賞の対象となる文献は，総合的品質管理（Total Quality Management，以下 TQM という）またはそれに利用される統計的手法等の研究に関する文献（数値表またはこれに準ずるものを含む）

で、品質管理の進歩発展に貢献すると認められるものとし、毎年指定された期間内に公表されたものとする。

4. 前項の指定された期間は「デミング賞のしおり」（以下、しおり等という）に掲載する。
5. 文献賞候補者の募集は次の手続による。
 - (a) 推薦または応募による。
 - (b) 推薦（応募）は、しおり等に掲載されている様式によって原則としてその文献ならびに必要な資料を添付してデミング賞委員会に対して行う。
 - (c) 推薦（応募）の締切日は、しおり等に掲載する。ただし、デミング賞委員会日経品質管理文献賞選考委員会の承認がある場合は、締切日後も受け付けることができる。
 - (d) 出版関係者からの応募は受け付けない。
6. 文献賞の審査は、デミング賞委員会が行う。
7. 文献賞の賞状および賞金（または賞牌）は、日本経済新聞社が授与する。
8. 文献賞の授賞の数および賞金（または賞牌）の金額は毎年デミング賞委員会が日本経済新聞社と協議して定める。
9. この規定に関する解説は、しおり等に掲載する。
10. 文献賞の事務は、デミング賞委員会の事務の一部として一般財団法人日本科学技術連盟事務局において処理する。
11. 2011 年 10 月の改定は 2012 年 1 月 1 日から適用する。

デミング賞大賞（旧：日本品質管理賞）に関する諸規定

デミング賞大賞規定（1970 年制定，1994 年 10 月，1999 年 10 月，2011 年 10 月改定）

1. 趣 旨

デミング賞大賞（以下、本賞という）は、1969 年 10 月東京で開催した世界初の品質管理国際会議を記念し、その意義を永く将来にわたって維持高揚するとともに、品質管理界の一層の発展を図るため設定する。

2. 受賞対象者

デミング賞（旧：デミング賞実施賞）またはデミング賞大賞を受賞後（かつてのデミング賞実施賞，中小企業賞，事業部賞・事業所表彰または日本品質管理賞を含む），3 年以上を経過した組織であって，デミング賞委員会によるデミング賞大賞の審査に合格したもの。

3. 審査・授賞

本賞の審査および授賞はデミング賞委員会が行う。

4. 基 金

本賞に必要な経費に資するため，1969 年品質管理国際会議の剰余金を基金として設け，一般財団法人日本科学技術連盟がこれを管理する。

5. 本規定の改正は 2012 年 1 月 1 日から適用する。

（付則）（1）本規則の今後の改廃はデミング賞委員会において行うものとする。

（2）日本品質管理賞委員会規定は廃止する。

デミング賞大賞の運営に関する規定（1996 年 10 月制定）

1. デミング賞大賞は，日本国内における同賞の審査実施計画に余力のある場合に限り，国際協力の見地から，日本以外の国の組織に対しても応募を認め，審査，授賞を行うことができる。
2. 外国の応募組織に対しては，意見書作成費，審査委員および事務局職員の旅費，日当，宿泊費等のほか，通訳費，通信費等の負担を求めることができる。